

優良産廃処理業者認定制度について

(廃棄物処理法第 14 条第 2 項及び第 7 項並びに第 14 条の 4 第 2 項及び第 7 項)

令和 3 年 9 月改定

柏市

目次

1.	申請の手続き等について	1 頁
2.	優良基準	1 頁
3.	申請書類一覧	3 頁

1 申請の手続き等について

優良認定の申請は、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受け、柏市で5年以上事業を的確に行っている方が対象です。

申請は、許可区分ごとになります。更新許可申請とあわせて行います。なお、新規許可から5年以上経過している方は許可期限の到来を待たずに更新許可申請を行うことで任意の時点で優良認定の申請ができます。

申請の提出や事前の相談の場合は、電話予約をお願いします。(P 4「申請書の提出先」参照)

◎優良産廃処理業者認定制度とは・・・

以下に示す優良基準をすべて満たした産廃処理業者を都道府県・政令市が審査して認定する制度です。

認定された産廃処理業者は、通常よりも長い7年間の産廃処理業の許可が有効となるほか、柏市ホームページ等により公表しています。

2 優良基準

① 遵法性（規則第9条の3第1号等）

一定期間にわたり、特定不利益処分を受けていないこと。（詳細は優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月（令和2年10月改訂）環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）4頁を参照してください）

	場合	一定期間
許可の更新期限の到来による更新	通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（5年）
	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（7年）
許可の更新期限の到来を待たずした更新	通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間を含む連続する5年間
	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間

② 事業の透明性（規則第9条の3第2号等）

法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間インターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。

	場合	事前情報公開期間
1	通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	産業廃棄物処理業の許可の更新の申請の日前6月間
2	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	優良認定業者としての許可を受けた日から当該申請の日までの間

③ 環境配慮の取組（規則第9条の3第3号等）

I S O14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。

④ 電子マニフェスト（規則第9条の3第4号等）

電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。

⑤ 財務体質の健全性（規則第9条の3第5～9号等）

以下のすべての基準に適合していること

基準	概要
自己資本比率	申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること 申請者が法人である場合には、次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること イ)直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること ロ)前事業年度における営業利益金額等が零を超えること
経常利益金額等	申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること
税・保険料	産業廃棄物処理業の実施に関連のある税，社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと
維持管理積立金	柏市管轄区域内に設置しているすべての特定産業廃棄物最終処分場について、積み立てるべき維持管理積立金の積み立てをしていること

3 申請書類一覧 ※一覧の順に並べ、インデックスを付してください

書 類	インデックス番号
優良産廃処理業者認定制度に係る添付書類一覧（様式1）	1
誓約書（様式2）	2
以下の①～③のうち、いずれかの書類 ①公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「産廃情報ネット」により情報を公表・更新している場合には、同ウェブサイト上で発行される更新状況一覧及び情報公開画面をプリントアウトしたもの ②産廃情報ネット」以外で、申請者である産業廃棄物処理業者が利用できるホームページにより情報を公表・更新している場合には、インターネットによる情報公開状況報告書（様式3）及び情報を公表・更新した時点における当該ホームページの該当部分をプリントアウトしたもの ③公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が発行する事業の透明性に係る基準についての証明書	3
ISO14001、エコアクション21等の認証を受けた際に発行される認証書の写し	4
情報処理センターである公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが交付する電子マニフェストの使用を証する書面（加入証）の写し	5
国税（法人税及び消費税）については、納税証明書（その1．納税証明書用）又はその写しを直近3年分	6－1
千葉県内に事務所・事業所がある場合、県税（県民税、事業税及び不動産取得税）については、千葉県の県税事務所が交付する納税証明書又はその写しを直近3年分（個人の場合、県民税は市町村長が交付する納税証明書又はその写しを直近3年分）	6－2
柏市内に事務所・事業所がある場合、市税（市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税）については、柏市長が交付する納税証明書又はその写しを直近3年分	6－3

書 類	インデックス番号
社会保険料については、柏市内に設置している産業廃棄物処理業に関するすべての事務所・事業所について納付すべき年金事務所長等が発行する社会保険料納入確認書又はその写しを過去2年間分 ※国民健康保険の被保険者である場合は市町村等保険者が発行する納付証明書、控除証明書等の写し	6 - 4
労働保険料については、柏市内に設置している産業廃棄物処理業に関するすべての事務所・事業所について納入すべき千葉県労働局長が発行する労働保険料納入証明書又はその写しを過去3年間分	6 - 5

申請書の提出先

柏市 環境部 産業廃棄物対策課 (Tel: 04-7167-1696)

申請手数料

無 料

○本制度の詳細については・・・

「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月（令和2年10月改訂）環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）」を参照してください。

環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>